河北町就学指定校変更及び区域外就学に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第8条に規定する就学指定校の変更及び第9条に規定する区域外就学について必要な事項を定めるものとする。

(許可基準)

第2条 就学指定校変更及び区域外就学に関する許可基準は、別表に掲げるとおりとする。

(指定校変更の申立)

第3条 指定校の変更を希望する保護者は、指定校変更申立書(別記様式第1号)に必要な書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(事実の確認及び変更の決定)

- 第4条 教育委員会は、前条の規定による申立があったときは、当該申立に係る事実について確認し、その事実が第2条に規定する許可基準に該当すると認めるときは、当該申立に係る児童の指定校の変更を決定することができる。ただし、当該保護者の希望する学校の施設整備及び学級増など、学校経営及び管理に著しい不都合が生じる場合は、この限りではない。
- 2 教育委員会は、前項の規定により指定校の変更を決定したときは、速やかにその内容を、指定校変更決定通知書(別記様式第2号)により当該保護者に通知するとともに、当該決定による変更前及び変更後の指定校の長に通知しなければならない。
- 3 教育委員会は、前条の規定による申立に係る事実が第2条に規定する事由に該当すると認められないときは、その旨を理由に付して当該申立を行った保護者に通知するものとする。

(保護者の責務)

- 第5条 指定校の変更の決定を受けた保護者は、当該児童の通学について自ら責任を負 わなければならない。
- 2 当該保護者は第3条の規定による申立の事実が消滅したときは、速やかに教育委員 会にその旨を届け出なければならない。

(指定校変更の決定の取消し)

- 第6条 教育委員会は、指定校変更児童が次の各号に該当するときは、指定校変更の決定を取り消すことができる。
 - (1) 偽りその他不正な行為により指定校変更の決定を受けたことが判明したとき。

- (2) 指定校の変更に係る事由が消滅したと認められるとき。
- (3) 前2項に掲げるもののほか、指定校の変更が必要ないと教育長が認めるとき。
- 2 指定校変更の決定による変更後の指定校の長は、当該指定校変更児童が前項第1号 又は第2号に該当することを知ったときは、速やかに教育長に報告しなければならな い。

(区域外就学の承諾の願出)

- 第7条 区域外就学の承諾を受けようとする児童生徒の保護者は、区域外就学承諾願(別記様式第3号)に必要な書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による承諾の願出があった場合において、教育委員会はその事実が第2条に規定する事由に該当すると認められるときは、区域外就学協議書(別記様式第4号)により、当該願出に係る児童生徒の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。ただし、当該保護者の希望する学校の施設整備及び学級増など、学校経営及び管理に著しい不都合が生じる場合は、協議しないことができる。
- 3 教育委員会は、前項の規定による当該教育委員会の同意を得たときは当該願出に係る児童生徒の区域外就学について承諾することを決定するものとする。
- 4 教育委員会は、前項の規定により区域外就学について承諾することを決定したときは、速やかにその内容を区域外就学承諾書(別記様式第5号)により当該願出を行った保護者に通知するものとする。
- 5 教育委員会は、本条第1号の規定による願出に係る事実が第2条に規定する許可基準に該当すると認められないとき又は本条第2項後段の規定により協議しないときは、 その旨を理由に付して当該願出を行った保護者に通知するものとする。

(準用)

第8条 第5条、第6条の規定は、区域外就学について準用する。

(その他)

第9号 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

別表

			1
	許 可 基 準	許可期間	備考(添付書類)
1 家庭に 関する 理由	(1) 保護者の就労又は病気療養等のため、下校後留守になる家庭であり、その児童の祖父母、親戚若しくは知人又は放課後児童クラブ等預け先のある通学区域の学校を希望する場合 (2) 兄弟姉妹の一人が特別支援学級のため、他の兄弟姉妹も同の学校を希望する場合 (3) 保護者の死亡、離婚等の理由により家庭環境が急変し、児童生徒が精神的に不安定であり、	学年末まで。 継続の場合は、学年 末までに更新手続き が必要 特別支援学級に入っ ている児童生徒が卒 業するまで 学年末まで。継続の 場合は、学年末まで に更新手続きが必要	保護者の就労証明書、病気療養証明書、身元引受承諾書など
	教育環境面に配慮が必要な場合 (4) 家庭の事情で住民登録ができ ない場合	住民登録するまで	
2 住居に 関する 理由	住居の新築、購入、新たな賃貸 借契約等により6ヶ月以内に転 居予定で、転居予定地の通学区域 の学校に就学を希望する場合	6 ヶ月以内	建築確認書の写し、売買 契約書の写し、入居予定 証明書など
3 地理的理由	通学路の地理的理由等により、 特に配慮が必要な場合(区域外就 学のみ)	卒業まで	
4 友人関係理由	転居又は通学区域外就学等の 事由解消に伴い、指定校が変更な る場合に、友人関係を維持するた め、今まで通っていた学校に引き 続き通学したい場合	学年末まで。 継続の場合は、学年 末までに更新手続き が必要	
5 特別配慮	(1) 身体的及び精神的等理由により通学に支障がある場合 (2) いじめ、不登校などにより、特に教育的配慮が必要な場合	事情が存在する期間事情が存在する期間	医師の診断書又は校長の意見書など 確認のため必要とする 書類など
	(3) 特殊事情により、特に指定校 以外への通学が必要と認めら れる場合	事情が存在する期間	確認のため必要とする 書類など

附 則

- 1 この要綱は、平成22年3月1日から施行する。
- 2 学区外・区域外就学許可要綱(平成13年要綱第1号)は、廃止する。
- 3 この要綱の施行前日までに、学区外・区域外就学許可要綱の規定によりなされた手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。